

北海道告示第10359号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年8月8日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベストム東神楽店、アルティモール東神楽店  
上川郡東神楽町ひじり野南1条5丁目1番1号  
上川郡東神楽町ひじり野南1条6丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役社長 川村 嘉則  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
株式会社西條 代表取締役社長 西條 敬弘  
名寄市西3条南6丁目25番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 上川郡東神楽町ひじり野南1条5丁目1番1号  
上川郡東神楽町字東神楽49番地1  
(変更後) 上川郡東神楽町ひじり野南1条5丁目1番1号  
上川郡東神楽町ひじり野南1条6丁目1番1号

(4) 変更年月日

平成27年2月15日

(5) 変更する理由

住居表示実施による所在地変更のため

2 届出年月日

平成28年3月30日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年4月8日（金）から平成28年8月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで